

諮問（不）第 30 号

答申（不）第 30 号

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が、長崎県公立大学法人（以下「実施機関」という。）に対し、平成 30 年 9 月 7 日付けで行った「平成 30 年 6 月 13 日付「30 長公法第 44 号」「30 長公法第 45 号」で開示されたメールを印刷するために作業を行ったパソコン等の機器・機材の番号・機種名および印刷機等の機器・機材の番号・機種名等がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、実施機関が決定を行っていないことは、妥当ではなく、速やかに本件開示請求に対する決定を行うべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求の内容

請求人は、平成 30 年 9 月 7 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、本件開示請求を行った。

#### 2 審査請求の内容

請求人は、令和元年 8 月 12 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 3 条の規定により、本件開示請求にかかる不作為について、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例に基づく本件開示請求に対し、「速やかに「決定」の処分及び「決定」通知を行うよう求める」というものである。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 平成 30 年 9 月 7 日付で実施機関に対して、条例第 12 条、第 13 条等の規定に従い、保有個人情報開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）を提出し、保有個人情報の開示請求を行った。

その後、平成 30 年 9 月 21 日付で公文書開示請求(以下「当該公文書開示請求」という。)を行った。

- (2) 当該公文書開示請求については、平成 30 年 10 月 5 日付で公文書不開示決定通知書(公文書不存在)を受けているが、提出した「保有個人情報開示請求書」と「公文書開示請求書」は、内容は同じであるが、それぞれ別個の条例に従い、別個に提出したものであり、当然各条例に従い、各請求書に対して決定書が発布されるものであることは言うまでもなく、平成 30 年 9 月 7 日付け本件開示請求書に速やかに決定書が発布すべきである。

#### 第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件審査請求に係る経緯

請求人から平成 30 年 9 月 7 日付けで本件開示請求書の送付があり、内容を確認したところ、「開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」の欄に保有個人情報とは認められない内容の記載があったため、本件開示請求に不備があるとして、平成 30 年 9 月 18 日付け「補正について(通知)」を請求人へ送付した。

その後、請求人から平成 30 年 9 月 21 日付けで公文書開示請求書(以下「当該公文書開示請求書」という。)の提出があり、その内容が、本件開示請求書と全く同じであったことから、「補正について(通知)」により請求人が前記請求内容について、「保有個人情報でない」と認識し、請求方法を改めたと考え、当該公文書開示請求書の提出をもって本件開示請求書が補正されたものと判断するとともに、当該公文書開示請求書に対し、平成 30 年 10 月 5 日付け「公文書不開示決定通知書(公文書不存在)」を送付した。

##### 2 不作為でないとする理由

前記第 4 の 1 のとおり、平成 30 年 9 月 18 日付け「補正について(通知)」を発出した後請求人から提出された当該公文書開示請求書を本件開示請求書の事実上の補正であると判断し、当該公文書開示請求について、公文書として保有していないため、平成 30 年 10 月 5 日付けで「公文書不開示決定通知書(公文書不存在)」を送付している。

よって、不作為の事実はなく、請求人の主張は失当である。

#### 第 5 審査会の判断理由

当審査会において、当該公文書開示請求書が本件開示請求書の補正とみなせるかについて、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

## 1 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、「平成 30 年 6 月 13 日付「30 長公法第 44 号」「30 長公法第 45 号」で開示されたメールを印刷するために作業を行ったパソコン等の機器・機材の番号・機種名および印刷機等の機器・機材の番号・機種名等がわかるもの」の開示を求めるといものである。

## 2 当該公文書開示請求書を本件開示請求書の補正とみなしたことについて

実施機関は、本件開示請求書と当該公文書開示請求書において求める内容が同じであったため、後日提出された当該公文書開示請求書により本件開示請求書が補正されたものであると判断したと主張している。

そこで当審査会において本件開示請求書と当該公文書開示請求書を見分したところ、実施機関が主張する本件開示請求書における「開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」と当該公文書開示請求書における「公文書の名称又は内容」は一言一句同じであることを確認した。

しかしながら、本件開示請求は、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、また、当該公文書開示請求は長崎県情報公開条例第 6 条第 1 項の規定に基づき請求されたものであって、それぞれ別の条例に基づき請求された別の手続きであると考えらる必要がある。よって、実施機関においては当該公文書開示請求書が提出された時点で、先に提出された本件開示請求を取り下げとすることを請求人に確認を行うか、取り下げが行われない場合は不開示決定を行う必要があると考えられ、請求人へ確認することもなく実施機関の判断のみで当該公文書開示請求書を補正とみなすことは困難である。

したがって、実施機関が当該公文書開示請求書をもって本件開示請求書の補正とみなし、当該公文書開示請求に対する決定のみを行い、本件開示請求に対する決定を行わなかったことは妥当ではない。

## 3 結論

以上のことから、本件開示請求に対して、決定を行っていないことについては妥当ではなく、速やかに本件開示請求に対する決定を行うべきである。

よって、前記第 1 のとおり判断する。

### 審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年 12 月 9 日	実施機関から諮問書を受理
令和 2 年 2 月 18 日	審査会（審査）
令和 2 年 6 月 25 日	審査会（審査）
令和 2 年 7 月 28 日	審査会（審査）
令和 2 年 7 月 30 日	答申

### 答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	